

宮崎縣市町村職員研修センターフェイスブック運用要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、公益財団法人宮崎縣市町村振興協会（以下「協会」という。）がソーシャルメディアを通じた情報伝達手段を充実する手段として、宮崎縣市町村職員研修センターフェイスブックページを県内市町村職員等への情報相互提供媒体として運用することに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) ソーシャルメディア インターネットを利用した情報発信と利用者相互の情報伝達手段をいう。
- (2) フェイスブック Meta Platforms, Inc. の提供するソーシャルメディアサービスをいう。
- (3) アカウント フェイスブックを利用するために取得した権利及び登録内容をいう。
- (4) 公式フェイスブック 協会が取得したアカウントにより管理するフェイスブック上のページをいう。
- (5) 利用者 公式フェイスブックの利用者をいう。

(運用体制)

第3条 公式フェイスブックの適切かつ円滑な運用を図るため、統括管理者、管理者及び広報担当者置く。

- 2 統括管理者は、常務理事の職にある者とする。
- 3 統括管理者は、公式フェイスブックの運用管理を統括する。
- 4 管理者は、研修企画課長の職にある者とする。
- 5 管理者は、統括管理者を補佐し、公式フェイスブックの運営を管理監督する。
- 6 広報担当者は、原則として管理者が選任する。
- 7 広報担当者は、公式フェイスブックの運営に関する業務を担当し、情報発信を行う。

(情報発信)

第4条 公式フェイスブックに掲載できる情報等は、次に掲げるものとする。

- (1) 研修に関する情報
- (2) サマージャンボ宝くじ及びハロウィンジャンボ宝くじに関する情報
- (3) 前各号に掲げるもののほか、統括管理者が必要と認めるもの

(利用者の遵守事項)

第5条 利用者は、公式フェイスブックの利用に際して、以下の行為又はそのおそれがある行為を行ってはならないものとする。

- (1) 協会並びに他の利用者及び第三者の権利又は財産を侵害する行為
- (2) 協会並びに他の利用者及び第三者をひぼう中傷、侮辱、名誉及び信用等を毀損、プライバシーを侵害、又は業務を妨害する行為
- (3) 公職選挙法（昭和25年法律第100号）に違反する行為
- (4) 宗教団体その他の団体、組織への加入を勧誘する行為

- (5) 出資、寄付、資金提供又は物品若しくはサービスの購入等を勧誘する行為
- (6) 協会が不適切と判断する他のウェブサイトを紹介若しくはその閲覧を勧誘する行為又は公式フェイスブックをファイルのダウンロードとして利用する行為
- (7) 公式フェイスブックを利用して協会若しくは他の利用者又は第三者に対し、コンピューターのソフト又はハードの正常な機能を阻害するウイルス、ファイル又はその他の有害なプログラム等を発信する行為
- (8) 公式フェイスブックに掲載する正当な権限を有しない情報又はコンテンツを掲載する行為
- (9) 協会並びに他の利用者及び第三者による公式フェイスブックの提供し、又は利用を阻害する行為
- (10) 公式フェイスブックに対しハッキング等の不正行為によりアクセスする行為若しくは公式フェイスブックの全部又は一部を監視し、又は複製する行為
- (11) その他フェイスブック利用規約、公序良俗、法令若しくは刑罰法規に違反し、又はその他協会が不適切と判断する行為

2 利用者は、公式フェイスブックの利用に関し第三者に損害を与えた場合、自己の責任と費用においてかかる損害を賠償し、又は当該第三者との紛争を解決するものとし、協会に一切迷惑をかけるものとする。

3 協会は、公式フェイスブックの利用に関連して発生した利用者の損害について、かかる損害が協会及び協会職員の故意又は重大な過失に起因する場合を除き、いかなる責任も負わないものとする。

4 協会は、利用者がこの要綱に違反して協会に損害を与えた場合は、当該利用者に対し損害賠償を請求できるものとする。

(要綱違反)

第6条 協会は、利用者がこの要綱のいずれかの条項に違反した場合、当該利用者に対し事前に何ら通知することなく、違反の態様・程度等に応じ、利用者がサイト上に掲載した情報及び内容等の削除、その他必要な措置を講じることができる。

(利用者からの情報についての免責)

第7条 協会は、公式フェイスブックを通じて利用者から提供される情報について、その正確性、完全性、合法性その他の保障は一切しないものとし、当該情報に起因して利用者又は第三者に損害が発生したとしても、協会は一切責任を負わないものとする。

2 協会は、掲載された情報に起因して利用者又は第三者に損害が発生したとしても、協会及び職員の故意又は重大な過失によるものでない限り、協会は一切責任を負わないものとする。

(知的所有権の扱い)

第8条 利用者は、公式フェイスブックの利用に際して、公式フェイスブック上に掲載又は協会に対して電子メール等で送信した全ての情報、内容等の著作権を無償にて協会に譲渡し、協会による当該情報及び内容等の利用に関して、著作者人格権を行使しないものとする。

2 利用者は、公式フェイスブックを通じて入手したいかなる情報、内容等について個人的に又は家庭内の限られた範囲内における私的使用以外の目的で複製、頒布、出版、公衆送信等してはな

らない。

3 著作権法（昭和45年法律第48号）で認められる範囲を超えて、公式フェイスブックにおける情報、内容等を無断で利用してはならない。

（管轄裁判所）

第9条 公式フェイスブックの利用及びこの要綱に伴う紛争については、宮崎地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

（委任）

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、常務理事が別に定める。

附 則

この要綱は、公表の日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。